

第5号議案

防災業務計画の変更等について

(案)

災害対策基本法第39条に基づき防災業務計画を別紙1のとおり変更し、同条第2項に基づき経済産業大臣を経由して内閣総理大臣へ報告するとともに、本機関ウェブサイトにおいて公表する。

以上

【添付資料】

- 別紙1：防災業務計画（新旧対照表）
- 別紙2：経済産業大臣への報告
- 別紙3：ウェブサイト公表文

参考：災害対策基本法 第39条（指定公共機関の防災業務計画）

- 第39条 指定公共機関は、防災基本計画に基づき、その業務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。
- 2 指定公共機関は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、速やかに当該指定公共機関を所管する大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、及び関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 3 第二十一条の規定は、指定公共機関が第一項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

防災業務計画 修正案（新旧対照表）

修 正 前	修 正 後
目 次	目 次
第1編 総則 2	第1編 総則 2
第1節 目的	第1節 目的
第2節 基本方針	第2節 基本方針
第3節 運用	第3節 運用
第4節 定義	第4節 定義
第2編 一般防災業務計画 4	第2編 一般防災業務計画 4
第1章 防災体制 4	第1章 防災体制 4
第1節 防災体制	第1節 防災体制
第2節 対応組織の運営	第2節 対応組織の運営
第2章 災害予防 6	第2章 災害予防 6
第1節 防災教育	第1節 防災教育
第2節 防災訓練	第2節 防災訓練
第3節 電力設備の災害予防措置に関する事項	第3節 電力設備の災害予防措置に関する事項
第4節 防災に関する設備等の確保・整備	第4節 防災に関する設備等の確保・整備
第5節 電気事故の防止	第5節 電気事故の防止
第6節 資機材・人員等	第6節 資機材・人員等
第7節 連携復旧に備えた情報意見交換	第7節 連携復旧に備えた情報意見交換
第3章 災害応急対策及び災害復旧 14	第3章 災害応急対策及び災害復旧 14
第1節 災害発生時の対応	第1節 災害発生時の対応
第2節 災害時における広報	第2節 災害時における広報
第3節 要員の確保	第3節 要員の確保

電力広域的運営推進機関

修正前	修正後
<p>第1編 総則</p> <p>第1節 目的</p> <p>この防災業務計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下同じ。）第39条及び電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の業務規程第15章「緊急災害対応」に基づき、電力設備に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を図るため、一般防災業務計画を定め、災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。</p> <p>第2節 基本方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害予防</p> <p>本機関は、災害の発生に備え、本機関の役員及び職員（以下「役職員」という。）に対し、防災教育を実施し、定期的に防災訓練を行う。また、本機関は、災害発生時における会員及び役職員との間の通信手段を確保する等、災害発生時においても、適切に防災対応が講じられるよう設備等の充実を図る。また、会員から資機材・人員等の情報を収集し、必要に応じ、会員に対し、資機材の充実その他の対応を求める。</p> <p>会員は、電力設備について必要な災害予防措置を講じるとともに、適切に防災対応が講じられるよう必要な設備等の確保を図る。また、会員は、災害による自身の電力設備の復旧を図るため、必要な資機材・人員等の確保に努めるとともに、資機材・人員等の状況についての情報を、毎年度、本機関に提出する。本機関から資機材の充実その他の対応について求められた場合にはこれに対応する。</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第1節 目的</p> <p>この防災業務計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下同じ。）第39条及び電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の業務規程第15章「緊急災害対応」に基づき、電力設備に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を図るため、一般防災業務計画を定め、災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。<u>なお、本計画の遂行にあたっては、国の防災業務との間で密接な連絡調整を図る。</u></p> <p>第2節 基本方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害予防</p> <p>本機関は、災害の発生に備え、本機関の役員及び職員（以下「役職員」という。）に対し、防災教育を実施し、定期的に防災訓練を行う。また、本機関は、災害発生時における会員及び役職員との間の通信手段を確保する等、災害発生時においても、適切に防災対応が講じられるよう設備等の充実を図る。また、会員から資機材・人員等の情報を収集し、必要に応じ、会員に対し、資機材の充実その他の対応を求める。</p> <p>会員は、電力設備について必要な災害予防措置を講じるとともに、適切に防災対応が講じられるよう必要な設備等の確保を図る。また、会員は、災害による自身の電力設備の復旧を図るため、必要な資機材・人員等の確保に努めるとともに、資機材・人員等の状況についての情報を、毎年度、本機関に提出する。本機関から資機材の充実その他の対応について求められた場合にはこれに対応する。</p> <p><u>なお、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第5項に定める指定公共機関に指定された会員は、同上第39条第1項に基づく防災業務計画を作成又は修正したときは、その旨を本機関に通知する。</u></p>

修正前	修正後
<p>(3) 電力設備の被害や停電に関する情報の収集</p> <p>本機関及び会員は、大規模災害（業務規程第173条に定める大規模な天災地変その他これに準ずる事由をいい、主要な発電所又は広域連系系統の機能喪失に繋がる可能性があるとして本機関が認める大規模な災害をいう。以下同じ。）が発生した場合又は対応態勢の発令後、直ちに被災した供給区域の需給状況、<u>電力設備の被害状況</u>、停電の状況その他の必要な情報の収集を行う。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第2編 一般防災業務計画</p> <p>第1章 防災体制</p> <p>第1節 防災体制</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 対応組織</p> <p>対応組織の構成は、別紙1のとおりとする。</p> <p>なお、本機関は、災害により定款第2条で定める主たる事務所での業務の継続が困難となった場合は、主たる事務所に代わる対応組織の本部の設置場所を決定し、速やかに全会員に対して通知し、経済産業大臣に報告する。</p>	<p>(3) 電力設備の被害や停電に関する情報の収集</p> <p>本機関及び会員は、大規模災害（業務規程第173条に定める大規模な天災地変その他これに準ずる事由をいい、主要な発電所又は広域連系系統の機能喪失に繋がる可能性があるとして本機関が認める大規模な災害をいう。以下同じ。）が発生した場合又は対応態勢の発令後、直ちに被災した供給区域の需給状況<u>及び</u>電力設備の被害状況、停電の状況その他の必要な情報 <u>(以下、総称して「被災情報」という。)</u>の収集を行う。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第2編 一般防災業務計画</p> <p>第1章 防災体制</p> <p>第1節 防災体制</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 対応組織</p> <p>対応組織の構成は、別紙1 <u>及び別紙2</u>のとおりとする。</p> <p>なお、本機関は、災害により定款第2条で定める主たる事務所での業務の継続が困難となった場合は、主たる事務所に代わる対応組織の本部の設置場所を決定し、速やかに全会員に対して通知し、経済産業大臣に報告する。</p>

修正前	修正後
<p>第2節 対応組織の運営</p> <p>1. 対応態勢の発令及び解除 (略)</p> <p>2. 権限の行使と責任</p> <p>(1) 対応態勢が発令されたときは、本機関が行う災害対応に関する<u>一切の業務は</u>、対応組織のもとで行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3. 動員 (略)</p>	<p>第2節 対応組織の運営</p> <p>1. 対応態勢の発令及び解除 (略)</p> <p>2. 権限の行使と責任</p> <p>(1) 対応態勢が発令されたときは、本機関が行う災害対応に関する業務は、対応組織のもとで行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 対応態勢が長期間に及ぶと予想される場合又は及ぶ場合は、1(2)の代行順位に従い、上申者又は発令者及び本部長の任を代行することができる。</u></p> <p>3. 動員 (略)</p>

修正前	修正後
<p>第2章 災害予防</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 (略)</p> <p>第6節 資機材・人員等</p> <p>1. 資機材・人員等の確保と情報の提出</p> <p>会員は、災害による自身の電力設備の被害や停電を速やかに復旧出来るよう資機材、人員、食糧等の生活必需品の確保に努めるとともに、本機関に対し本項各号に定める情報を別紙2により毎年1回提出しなければならない。</p> <p>(1) 自ら維持し、運用する電気工作物の所在地及びその性能</p> <p>(2) 電源車、携帯用発電機等の保有状況（燃料の保有状況を含む）</p> <p>(3) 災害対応のための資機材の保有状況</p> <p>(4) 災害対応のための人員（協力会社等の人員を含む）の状況</p> <p>(5) 非常時に活用することができる需給調整契約等の締結の状況</p> <p>(6) 平常時及び対応態勢発令時の連絡先及び担当者</p> <p>(7) 前各号の他、本機関が必要と認める事項</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 資機材の充実その他の対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 本機関は上記1. で提出された情報に記載された平常時及び対応態勢発令時の連絡先及び担当者について、必要に応じて関係会員に対し情報提供する。</p> <p>第7節 (略)</p>	<p>第2章 災害予防</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 (略)</p> <p>第6節 資機材・人員等</p> <p>1. 資機材・人員等の確保と情報の提出</p> <p>会員は、災害による自身の電力設備の被害や停電を速やかに復旧出来るよう資機材、人員、食糧等の生活必需品の確保に努めるとともに、本機関に対し本項各号に定める情報を、本機関が指定する報告方法により毎年1回報告又は更新しなければならない。</p> <p>(1) 自ら維持し、運用する電気工作物の所在地及びその性能</p> <p>(2) 電源車、携帯用発電機等の保有状況（燃料の保有状況を含む）</p> <p>(3) 災害対応のための資機材の保有状況</p> <p>(4) 災害対応のための人員（協力会社等の人員を含む）の状況</p> <p>(5) 非常時に活用することができる需給調整契約等の締結の状況</p> <p>(6) 平常時及び緊急時の連絡先</p> <p>(7) 前各号の他、本機関が必要と認める事項</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 資機材の充実その他の対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 本機関は上記1. で提出された情報に記載された平常時及び緊急時の連絡先について、必要に応じて関係会員に対し情報提供する。</p> <p>第7節 (略)</p>

修正前	修正後
<p>第3章 災害応急対策及び災害復旧</p> <p>第1節 災害発生時の対応</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 災害発生時の<u>情報収集等</u></p> <p>(1) 本機関による<u>情報収集等</u></p> <p>本機関は、大規模災害の発生後又は対応態勢の発令後(但し、警戒態勢を発令した場合においては、必要と認める場合に限る。以下同じ。)、<u>直ちに被災した供給区域の一般送配電事業者に対し、当該供給区域の需給状況を確認するとともに、電力設備の被害状況、停電の状況その他の必要な情報(以下「被災情報」という。)</u>を収集する。</p> <p>また、本機関は、必要に応じて、会員に対して、<u>別紙3記載の情報(発電所及び広域連系系統の被災状況等。以下「広域災害情報」という。)</u>の提供を求め、<u>その後も電力設備の復旧状況、停電の状況その他の必要な情報の提供を求める。</u></p> <p>本機関は、広域災害情報を取りまとめ、供給区域ごとの総需要、周波数の値その他の経済産業大臣が要請する事項と合わせ、経済産業大臣に報告<u>する。</u></p> <p><u>(2) 会員による情報収集・周知等</u></p> <p>会員は、災害の発生後、被災情報を収集し、電気の供給先に対して、適切に情報の周知を行う。</p> <p>また、会員は、本機関から前号に定める情報提供を求められた場合には、速やかにこれに応じるとともに、電力設備の復旧状況等の必要な情報を共有する。なお、会員が、本機関に対し、広域災害情報を提供する際には、<u>別紙3の様式</u>によるものとする。</p>	<p>第3章 災害応急対策及び災害復旧</p> <p>第1節 災害発生時の対応</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 災害発生時の<u>情報収集、助言等</u></p> <p>(1) 本機関による<u>情報収集</u></p> <p>本機関は、大規模災害の発生後又は対応態勢の発令後(但し、警戒態勢を発令した場合においては、必要と認める場合に限る。以下同じ。)、被災した供給区域の需給状況を<u>直ちに</u>確認するとともに、<u>被災した供給区域の一般送配電事業者から当該供給区域内の被災情報を収集する。</u></p> <p>また、本機関は、必要に応じて、会員に対して、<u>会員が保有する電力設備ごとの被害の有無、被害状況及び復旧見込等</u>の情報(以下、「広域災害情報」という。)の提供を求める。</p> <p>本機関は、<u>会員から提供を受けた</u>広域災害情報等を取りまとめ、供給区域ごとの総需要、周波数の値その他の経済産業大臣が要請する事項と合わせ、経済産業大臣に報告<u>し、広域的な災害情報(電力関連に限る)の取りまとめに協力する。</u></p> <p><u>(2) 本機関による助言</u></p> <p><u>本機関は、国からの要請に応じて、本機関の役職員を被災した供給区域の一般送配電事業者又は国の災害対策本部等に派遣し、国等に対して、需給状況の改善等に必要の助言を行う。</u></p> <p><u>(3) 会員による情報収集・周知等</u></p> <p>会員は、災害の発生後、被災情報を収集し、電気の供給先に対して、適切に情報の周知を行う。</p> <p>また、会員は、本機関から前号に定める情報提供を求められた場合には、速やかにこれに応じるとともに、電力設備の復旧状況等の必要な情報を共有する。なお、会員が、本機関に対し、広域災害情報を提供する際には、<u>本機関提示の報告用紙</u>によるものとする。</p>

修正前	修正後
<p>3. 本機関の災害対応</p> <p>本機関は、<u>前項により収集した情報又は被災した会員からの要請に基づき</u>、次の各号に定める必要な対応を行う。</p> <p><u>(1) 需給ひっ迫により周波数維持が困難であると認められる場合</u></p> <p>本機関は、<u>需給ひっ迫によって、被災した供給区域の周波数維持が困難であると判断した場合には、電気事業法第28条の44に基づき、直ちに、会員に対し、発電機の焼き増し、需給状況の悪化に係る会員に対する電気の供給その他の周波数維持に必要となる事項の指示を行う。</u></p> <p><u>(2) 需給ひっ迫のおそれが認められる場合</u></p> <p>本機関は、<u>被災した供給区域に需給ひっ迫のおそれがあると判断した場合には、電気事業法第28条の44に基づき、速やかに、会員に対し、発電機の焼き増し、需給状況の悪化に係る会員に対する電気の供給その他の需給状況の改善に必要な指示を行う。</u></p> <p>また、本機関は、<u>発電所の損壊、送電設備の故障等の電力設備の被災による発電支障によって、供給区域の供給力が不足している場合において、電力の需給状況の改善に必要なと認めるときは、電気事業法第28条の44に基づき、会員に対し、電気工作物の貸渡し、資機材の融通その他の需給状況の改善に必要な指示を行う。</u></p> <p><u>(3) 電力設備の被災により供給支障が発生している場合</u></p> <p>(本文略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 本機関の指示等又は連携復旧の要請に関する費用の精算</p> <p>本機関が<u>本機関の</u>指示等又は連携復旧の要請を行った場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、業務規程第123条を適用又は準用する。</p>	<p>3. 本機関の災害対応</p> <p>本機関は、次の各号に定める必要な対応を行う。</p> <p><u>(1) 電気の供給に係る需給状況の改善に必要な指示</u></p> <p>本機関は、<u>被災した会員からの要請又は前項により収集した情報に基づき、被災した供給区域に、需給ひっ迫が発生し、又は、需給ひっ迫が発生する恐れがある場合には、電気事業法第28条の44に基づき、会員に対し、電気の供給に係る需給状況の改善に必要な指示を行う。</u></p> <p><u>(2) 資機材の融通に係る需給状況の改善に必要な指示</u></p> <p><u>発電所、送変電設備等の電力設備の被災により、供給区域の供給力が不足している場合の電気工作物及びその他の資機材の融通、復旧要員の派遣等については、一般送配電事業者たる会員等が指定公共機関として国に報告した各自の防災業務計画に記載される他電力会社ならびに電源開発株式会社等の災害対策用資機材の相互融通体制を基本として調整する。本機関は、被災した会員等からの要請又は前項により収集した情報に基づき、電力の需給状況の改善に必要なと認めるときは、電気事業法第28条の44に基づき、会員に対し、電気工作物及びその他の資機材の融通、復旧要員の派遣等の需給状況の改善に必要な指示を行う。</u></p> <p><u>(3) 連系復旧のための協力要請</u></p> <p>(本文略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 本機関の指示等又は連携復旧の要請に関する費用の精算</p> <p>本機関が指示又は連携復旧の要請を行った場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、業務規程第123条を適用又は準用する。</p>

修正前	修正後
<p>第2節 災害時における広報</p> <p>本機関は、災害により電力設備に重大な被害が発生した場合等の緊急時には、本章第1節第1項に基づき本機関が収集した情報に基づき、電力設備の被害や停電の状況等について、その状況に応じた広報活動を行う。</p> <p>第3節 要員の確保</p> <p>1. 本機関の要員の確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 震度5強以上の地震が発生した場合、<u>あらかじめ定められた基準</u>に基づき、対応組織の要員は、対応組織に速やかに出動する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2. 会員の要員の確保 (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第2節 災害時における広報</p> <p>本機関は、災害により電力設備に重大な被害が発生した場合等の緊急時には、本章第1節第1項に基づき本機関が収集した情報に基づき、<u>国や被災した供給区域の一般送配電事業者たる会員と連携の上、需給</u>の状況等について、その状況に応じた広報活動を行う。</p> <p>第3節 要員の確保 (略)</p> <p>1. 本機関の要員の確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 震度5強以上の地震が発生した場合、<u>別途定める対応要員出動基準</u>に基づき、対応組織の要員は、対応組織に速やかに出動する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2. 会員の要員の確保 (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

修正前	修正後
<p style="text-align: right;">別紙 1 <u>①</u></p> <p style="text-align: center;">対応組織の構成（警戒態勢）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">対応組織の構成（警戒態勢）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
<p style="text-align: right;">別紙 <u>1-②</u></p> <p style="text-align: center;">対応組織の構成（非常態勢）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p style="text-align: right;">別紙 <u>2</u></p> <p style="text-align: center;">対応組織の構成（非常態勢）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>

修正前

修正後

別紙2

緊急災害対応に関する定期報告

《別紙2削除》

報告日：平成 年 月 日

会員名： _____

1. 全事業者共通項目

(1) 平常時の連絡先及び担当者

所属・役職名	氏名	電子メール アドレス	電話番号 (携帯)	電話番号 (固定)	FAX番号

(2) 対応態勢発令時の連絡先及び担当者

所属・役職名	氏名	電子メール アドレス(*)	電話番号 (携帯)	電話番号 (固定)	FAX番号

*携帯メールなど常時連絡がつくアドレスを記載してください

(3) 電源車、携帯用発電機等の保有状況(燃料の保有状況を含む)

※適宜行を追加して記載ください

①電源車

所在地	保有 台数	高圧 低圧	発電 装置	定格電圧 (V)	定格出力 (kVA)	燃料容量 (kL)	連続運転 可能時間	オイルフィルター 交換期間

②携帯用発電機

所在地	保有台数

(4) 災害復旧のための資機材の保有状況 (様式任意)

(別添のとおり)

(5) 災害対応のための人員数

①社員 _____人

②協力会社等 _____人

※把握可能な範囲で記載してください

修正前

修正後

2. 小売電気事業者

非常時に活用することができる需給調整契約等（計画調整契約を除く。）の締結の状況（kW）（様式任意）

（別添のとおり） ※可能な限り、契約種別毎の記載をお願いします。

3. 発電事業者

自ら維持し、及び運用する電気工作物の所在地及びその性能

※適宜行を追加して記載ください

(1) 火力発電所

発電所名	所在地 (番地まで)	最大出力 (kW)	ユニット No.	ボイラ (メーカー)	タービン (メーカー・ 出力 kW)	発電機 (メーカー・ 容量 kVA)	発電 種別	使用 燃料

(2) 水力発電所

発電所名	所在地 (番地まで)	最大出力 (kW)	水系	発電機 (メーカー・容量 kVA)	発電方式

(3) 原子力発電所

発電所名	所在地 (番地まで)	最大出力 (kW)	ユニット No.	原子炉 (メーカー)	タービン (メーカー・ 出力 kW)	発電機 (メーカー・ 容量 kVA)	発電 種別	使用 燃料

4. 一般送配電事業者・特定送配電事業者・送電事業者

※適宜行を追加して記載ください

(1) 送電線（上位2電圧のみ（最上位電圧が250kV未満の場合は、最上位電圧のみ））

線路名	区間		電圧(V)	電線路 互長(km)	回線数	支持物数 (基)
	自	至				

(2) 変電所（上位2電圧のみ（最上位電圧が250kV未満の場合は、最上位電圧のみ））

変電所名	所在地 (番地まで)	出力 (kVA)	変圧器 (kVA×個数)	最高電圧 (kV)

修正前	修正後																				
別紙3																					
広域災害情報報告書 会員名： _____	《別紙3削除》																				
<p>当社は、防災業務計画第2編第3章第1節2.に基づき、以下のとおり、広域災害情報について報告します。</p>																					
報告日時	●年●月●日 ●時●分																				
対象災害	(態勢発令時に本機関が指定した名称を記入願います)																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 35%;"> 1. 保有する電力設備（注）の被害の有無 (「調査中」の方で、一部でも「被害有」を確認している場合は、「被害有」で回答願います。) </td> <td style="width: 65%;"> <input type="checkbox"/>被害有 <input type="checkbox"/>被害無 <input type="checkbox"/>調査中 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 2. 「被害有」の電力設備（注）の被害状況及び復旧見込み (項目1で「被害有」とされた会員のみ回答願います) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設備名称(所・線単位)</td> <td style="text-align: center;">被害状況</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">復旧見込み</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 35%;"> (複数設備が被災している場合、行を増やして全て報告願います) </td> <td style="width: 65%;"> <input type="checkbox"/>被害により操作不可 <input type="checkbox"/>被害により全面操作不可 <input type="checkbox"/>被害はあるが操作可能 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/>●月●日 ●時頃 <input type="checkbox"/>未定 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 3. 災害対応のための資機材・人員等 </td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">資機材</td> <td> <input type="checkbox"/>十分余裕あり <input type="checkbox"/>若干余裕あり <input type="checkbox"/>余裕なし <input type="checkbox"/>連携の必要性 (連携復旧を要する内容) </td> </tr> <tr> <td>人員</td> <td> <input type="checkbox"/>十分余裕あり <input type="checkbox"/>若干余裕あり <input type="checkbox"/>余裕なし <input type="checkbox"/>連携の必要性 (連携復旧を要する内容) </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 4. その他災害復旧支援に関する情報 </td> </tr> </table>		1. 保有する電力設備（注）の被害の有無 (「調査中」の方で、一部でも「被害有」を確認している場合は、「被害有」で回答願います。)	<input type="checkbox"/> 被害有 <input type="checkbox"/> 被害無 <input type="checkbox"/> 調査中	2. 「被害有」の電力設備（注）の被害状況及び復旧見込み (項目1で「被害有」とされた会員のみ回答願います)		設備名称(所・線単位)	被害状況	復旧見込み		(複数設備が被災している場合、行を増やして全て報告願います)	<input type="checkbox"/> 被害により操作不可 <input type="checkbox"/> 被害により全面操作不可 <input type="checkbox"/> 被害はあるが操作可能		<input type="checkbox"/> ●月●日 ●時頃 <input type="checkbox"/> 未定	3. 災害対応のための資機材・人員等		資機材	<input type="checkbox"/> 十分余裕あり <input type="checkbox"/> 若干余裕あり <input type="checkbox"/> 余裕なし <input type="checkbox"/> 連携の必要性 (連携復旧を要する内容)	人員	<input type="checkbox"/> 十分余裕あり <input type="checkbox"/> 若干余裕あり <input type="checkbox"/> 余裕なし <input type="checkbox"/> 連携の必要性 (連携復旧を要する内容)	4. その他災害復旧支援に関する情報	
1. 保有する電力設備（注）の被害の有無 (「調査中」の方で、一部でも「被害有」を確認している場合は、「被害有」で回答願います。)	<input type="checkbox"/> 被害有 <input type="checkbox"/> 被害無 <input type="checkbox"/> 調査中																				
2. 「被害有」の電力設備（注）の被害状況及び復旧見込み (項目1で「被害有」とされた会員のみ回答願います)																					
設備名称(所・線単位)	被害状況																				
復旧見込み																					
(複数設備が被災している場合、行を増やして全て報告願います)	<input type="checkbox"/> 被害により操作不可 <input type="checkbox"/> 被害により全面操作不可 <input type="checkbox"/> 被害はあるが操作可能																				
	<input type="checkbox"/> ●月●日 ●時頃 <input type="checkbox"/> 未定																				
3. 災害対応のための資機材・人員等																					
資機材	<input type="checkbox"/> 十分余裕あり <input type="checkbox"/> 若干余裕あり <input type="checkbox"/> 余裕なし <input type="checkbox"/> 連携の必要性 (連携復旧を要する内容)																				
人員	<input type="checkbox"/> 十分余裕あり <input type="checkbox"/> 若干余裕あり <input type="checkbox"/> 余裕なし <input type="checkbox"/> 連携の必要性 (連携復旧を要する内容)																				
4. その他災害復旧支援に関する情報																					
<p>注：第2編 第2章 第6節1.に基づき報告した電力設備を対象とします。</p>																					

防災業務計画の修正について

当機関は、災害対策基本法第 39 条第 1 項に基づき防災業務計画を修正し、同条第 2 項に基づき経済産業大臣を経由して内閣総理大臣へ報告しました。変更後の防災業務計画は添付の通りです。

添付資料

- [防災業務計画](#)  (●●KB) ※添付略

お問い合わせ

[お問い合わせフォーム](#)